

ID: 76

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市営球場条例 第16条第2項において読み替える場合の第15条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第98号		
【根拠条文】 (利用料金の還付) 第 15 条 指定管理者は、既に納入された利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、指定管理者がこれを認めたとき。 (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び名寄市営球場条例施行規則第7条の規定による。 (利用料金の還付) 第 7 条 条例第 15 条ただし書の規定による利用料金の還付については、次のとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、利用料金の全額を還付する。 (2) 利用期日の 15 日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、利用料金の全額を還付する。 (3) 利用期日の 10 日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、利用料金の 5 割の額を還付する。 2 前項の規定により還付を受けようとする者は、市営球場利用料金還付申請書（別記様式第 5 号）を、指定管理者に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日